令和７年（フ）第３１７号
長崎県長崎市川平町383番地５　川平ファミリーコーポＡ棟402号
破産者　宮田　哲也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第１９８０号
札幌市手稲区富丘３条２丁目10番８号　レジオンドヌール２Ｄ号
破産者　ＣＬＡＹＴＯＮ　ＲＵＢＥＮ　ＥＤＷＡＲＤ
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１２９３号
さいたま市大宮区高鼻町２丁目150番地１Ｌｕｍｉｎｏｕｓ　ｃｏａｔ103、開始決定時の住所さいたま市大宮区宮町３丁目41番地４
破産者　鈴木　義明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和７年（フ）第２０６３号
埼玉県川口市並木２丁目24番18－301号　オーベル川口並木
破産者　温　　泉
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８８号
川崎市高津区千年698番地　グランフォートⅡ　202
破産者　田村　孝明
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５５号
川崎市川崎区昭和１丁目１番６号　グリーンパースアオヤマ　201
破産者　勇　　良太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第２５７号
川崎市川崎区元木２丁目６番６号　アビタシオンⅢ　101
破産者　梅津佳帆里
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和６年（フ）第１２０号
新潟県新発田市西宮内114番地
破産者　田中　俊一
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第７号
新潟県新発田市御幸町２丁目７番７号
破産者　太田　民穂
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和８年（フ）第８２号
静岡県島田市本通７丁目6915番地の４、開始決定時の住所静岡県島田市横井３丁目20番22号
破産者　櫻井　徹也
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０５１号
愛知県小牧市藤島町居屋敷193番地　サープラスⅡフィフティ201号
破産者　米津　寿浩
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第３２２９号
名古屋市中川区愛知町30番５号
破産者　柳瀬　敬太
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第１０７１号
広島市東区戸坂山崎町５番20－101号、開始決定時の住所広島市安佐南区上安５丁目４番19号
破産者　浜田塗装店こと浜田　克美
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和６年（フ）第５０号
福岡県遠賀郡岡垣町野間２丁目14番17号　アルカンシエルⅠ　203、開始決定時の住所福岡県直方市大字赤地374番地４
破産者　藤井　隆弘
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和７年（フ）第２２４号
鹿児島県出水市武本3152番地21、前住所鹿児島県日置市吹上町湯之浦1462番地７
破産者　浦本　　忍
１　決定年月日　令和８年９月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和７年（フ）第３２８号
茨城県土浦市荒川沖東三丁目22番13号　カルダノⅡ202
破産者　福島　史菜
１　決定年月日　令和８年10月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係